

第三十号

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「法第五十四条第三項の書類にあつては」及び「、同条第四項の書類にあつては事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)」を削り、「これらの」を「当該」に改め、「それぞれ」を削る。

別表中「第五十四条第二項から第四項まで」を「第五十四条第二項及び第三項」に、「及び第五十四条第二項から第四項まで」を「並びに第五十四条第二項及び第三項」に、「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

(徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成二十七年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号ロ中「、同条第三項」を「及び同条第三項」に改め、「及び同条第四項の書類」を削る。

第十二条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とする。

第十三条第二項中「、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、

事後遅滞なく)」及び「又は第四項」を削る。

第十四条中「第十二条第三項」を「若しくは第十二条第三項」に改め、「若しくは同条第四項の書類」を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

第十七条第三項中「第十一条第二項」を削る。

第二十一条第二項第三号中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改め、同項第五号中「又は第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)によるこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

(徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に第二条の規定による改正前の徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(以下「旧指定手續条例」という。)第三条第一項の申出又は旧指定手續条例第九条第三項の申出をした者のこれらの申出に係る指定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。
- 4 第二条の規定による改正後の徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(以下「新指定手續条例」という。)第十二条第二項及び第十四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧指定手續条例第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類については、なお従前の例による。
- 5 新指定手續条例第十二条第三項及び第十四条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧指定手續条例第十二条第三項の書類については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例(平成二十八年徳島県条例第六十九号)で定められている控除対象特定非営利活動法人(以下「控除対象特定非営利活動法人」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧指定手續条例第十二条第四項の書類の作成、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事にお

ける閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における控除対象特定非営利活動法人の監督については、なお従前の例による。

提案理由

特定非営利活動促進法の一部が改正され、役員報酬規程等及び助成金の支給に係る書類の備置期間が延長されること等に伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。